

1 川 監 公 第 3 号

令和元年8月13日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成30年12月10日付け30川監公第8号で公表した定期監査及び同日付け30川監公第9号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

31川総行革第318号

令和元年6月28日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 嶋崎 嘉夫 様

同 沼沢 和明 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成30年12月10日付け30川監報第9号で提出のありました財政援助団体等監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成30年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

1 財政援助団体及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 軽易な事項で改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 収支状況を明確にした報告を求めるべきもの

事業報告書に添付された補助金精算書の収支状況が不明確であった事例

[措置内容]

指摘事項については、社会福祉法人青い鳥に対し、収支状況を明確にした報告を行うよう指導し、提出された収支状況報告の内容が明確であることを確認しました。

今後は、適正な補助金の精算手続に努めます。

(社会福祉法人青い鳥)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課)

2 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 備品の管理を適正に行うべきもの

備品の一部が団体の出納簿に登載されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、速やかに出納簿への登載を行いました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(公益財団法人川崎市公園緑地協会)

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

イ 正確な資産の額を計上すべきもの

財務諸表及び財産目録において、満期保有目的の債券について償却原価法に基づき計算が誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、適正な会計処理を行うよう指示し、修正された計算書及び差額一覧表を確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益財団法人川崎市消防防災指導公社)

(消防局予防部予防課)

3 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 適正な年度区分で支出事務を行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市子ども夢パークの管理に関する基本協定書によると、川崎市子ども夢パークの管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとするとされている。

共同事業体の代表者から構成員に配分した分担金の執行状況をみたところ、翌年度に発注した物品及び工事に係る費用が当年度の費用として計上されていた。

市は、指定管理者に対し、適正な年度区分で支出事務を行うよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し管理業務に係る会計年度の期間を基本協定書において改めて確認することを求めるなど、適正な年度区分で支出事務を行うことを指導し、適正な年度区分で支出が行われていることを確認しました。

今後は、指定管理者による発注及び支出予定について正確に把握し、適時の指導に努めます。

(川崎市子ども夢パーク共同運営事業体)

(こども未来局青少年支援室)

(2) 施設管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市八ヶ岳少年自然の家の管理に関する基本協定書によると、指定管理者は、施設等について、利用者が安全かつ快適に利用できるように、適切に維持管理しなければならないとされている。

川崎市八ヶ岳少年自然の家における施設管理についてみたところ、次のような事例があった。市は、指定管理者と協議の上、破損・故障箇所等への対応を図るとともに、指定管理者に対し、施設管理を適切に行うよう指導されたい。

ア 屋外トイレ内のブロック塀に建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第62条の8第5号に基づく控え壁が設けられていなかった事例

イ テラス階段の手すり部分が腐食し、また、基礎部分に穴が開いていた事例

ウ ベランダの手すりが老朽化し破損していた事例

エ 排煙設備が故障していた事例

[措置内容]

屋外トイレ内のブロック塀に控え壁が設けられていなかった事例については、当該ブロック塀を撤去し、けい酸カルシウム版製の壁に改修したことを所管課が確認しました。

また、テラス階段の手すり及び基礎部分の腐食、ベランダの手すりの破損及び排煙設備が故障していた事例については、修復したことを所管課が確認しました。

今後は、適正な施設管理に努めます。

(一般社団法人富士見町開発公社)

(こども未来局青少年支援室)

(3) 事業年度における支出を適正に把握すべきもの

[指摘の要旨]

社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）によると、純資産のその他の積立金には、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとされ、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額は、事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に記載するものとされている。

中央療育センター及び北部地域療育センターの収支報告書をみたところ、指定管理者は、事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に記載されているその他の積立金積立額を収支報告書の支出の部に計上し、市は、これを当該事業年度における支出として把握していた。

繰越活動増減差額の部に記載されている積立金積立額を指定管理業務に要した費用であるかのように収支報告書に支出として記載することは妥当ではない。

市は、指定管理者と協議の上、事業年度における支出を適正に記載した収支報告書を提出するよう求められたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し当該指摘事項を伝えるとともに、中央療育センター及び北部地域療育センターの事業年度における支出を適正に記載した収支報告書の提出を求め、訂正された収支報告書が適正に記載されていることを確認しました。

今後は、適正な収支状況の把握に努めます。

(社会福祉法人同愛会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(4) 指定管理業務に係る収支状況を適正に把握すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市北部リハビリテーションセンターのうち、百合丘障害者センター及び百合丘日中活動センターの業務に係る事業計画書及び事業報告書をみたところ、指定管理者は、市内他の施設において市から受託して実施する事業に係る収入及び支出を指定管理業務に係る収入及び支出に算入して報告し、市は、これを指定管理業務に係る収入及び支出として把握していた。

市は、指定管理者に対し、指定管理業務に係る収入及び支出が適正に計上された事業計画書及び事業報告書を提出するよう求められたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、指定管理業務に係る収支が適正に計上された事業計画書及び適正な実績報告書の提出を求め、修正された実績報告書の内容が適正であることを確認しました。

今後は、適正な収支状況の把握に努めます。

(麻生区内複合福祉施設共同事業体)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(5) 正確な収支状況を報告すべきもの

[指摘の要旨]

収支報告の内容を確認したところ、次の事例があった。市は、指定管理者に対し、適正な収支報告書を提出するよう求めるとともに、収支報告の確認を適切に行われたい。

ア 川崎市八ヶ岳少年自然の家の事例

(ア) 収支報告書において、指定管理料で実施した工事や、購入した器具・備品等について、誤って減価償却費が計上されていた。

(イ) 収支報告書を指定管理者の総勘定元帳と照合したところ、受取利息の記載に誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支報告書の提出を求め、修正された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、正確な収支報告の確認に努めます。

(一般社団法人富士見町開発公社)

(こども未来局青少年支援室)

イ 川崎市子ども夢パークの事例

事業実施報告及び四半期報告における収支状況を確認したところ、利用者の実費負担により実施している指定管理業務に係る収益及び費用が計上されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、適正に収益及び費用を計上して収支報告書を提出することを指導し、修正された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、正確な収支報告の確認に努めます。

(川崎市子ども夢パーク共同運営事業体)

(こども未来局青少年支援室)

ウ 富士見公園の事例

年度事業報告書における収支状況を確認したところ、収入と費用について、それぞれ計算や集計が誤っていた。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支報告書を提出するよう指導し、修正された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、正確な収支報告の確認に努めます。

(川崎フロンターレ・東急コミュニティー共同事業体)

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

エ 川崎市とどろきアリーナの事例

(ア) スポーツサウナ室改修工事の費用が報告されていなかった。

(イ) ガスの費用を12か月分で集計するところ、11か月分で集計されていた。

(ウ) スポーツ用品販売収支の報告に当たり、収入と費用を相殺して、差額収益のみ報告されていた。

(エ) 消費税の端数処理などにより集計が誤っていた。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支報告書を提出するよう指導し、修正された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、正確な収支報告の確認に努めます。

(とどろきスポーツ文化パートナーズ)

(中原区役所まちづくり推進部地域振興課)

(6) その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 指定管理施設における備品管理等を適正に行うべきもの

(ア) 中央療育センターの事例

市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

[措置内容]

指摘事項については、廃棄により不存在であった備品について備品整理簿等から削除しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人同愛会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(イ) 川崎市八ヶ岳少年自然の家の事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、備品整理簿に登載されていなかった本市帰属備品について、備品整理簿への登載を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(一般社団法人富士見町開発公社)

(こども未来局青少年支援室)

(ウ) 川崎市子ども夢パークの事例

- a 市の備品整理簿に登載されている備品が所在不明であった。
- b 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。
- c 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、所在不明の備品について所在の確認を行い、備品が廃棄により不存在であるものについては、廃棄により不存在だった備品と併せて物品不用処分の決定を行いました。また、指定管理料で購入した本市帰属備品については、改めて確認の上、備品整理簿への登載を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(川崎市子ども夢パーク共同運営事業体)

(こども未来局青少年支援室)

(エ) 富士見公園の事例

- a 市の備品整理簿に登載されている備品が所在不明であった。
- b 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。
- c 指定管理者に貸与した備品が年度協定書で規定している貸与備品一覧

に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、所在不明の備品について、不存在であることを確認し、廃棄により不存在であった備品と併せて年度協定書の修正及び物品不用処分の決定を行いました。

また、貸与備品一覧に登載されていなかった備品に関しては年度協定書締結の際、備品を確認した上で貸与備品一覧を修正しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(川崎フロンターレ・東急コミュニティー共同事業体)

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

(オ) 川崎市緑化センターの事例

- a 保管換えの手続が行われていなかった。
- b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。
- c 指定管理者に貸与した備品が年度協定書で規定している貸与備品一覧に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、保管換えの手続が行われていなかった備品及び備品整理簿に登載されていなかった指定管理料で購入した本市帰属備品については、備品整理簿への登載を行いました。

また、貸与備品一覧に登載されていなかった備品に関しては、備品を確認した上で、年度協定書の貸与備品一覧を修正しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

(カ) 大師公園の事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、備品整理簿に登載されていなかった物品について、備品整理簿への登載を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(川崎区役所道路公園センター管理課)

(キ) 川崎市とどろきアリーナの事例

- a 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。
- b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、不存在であった備品について物品不用処分の決定を行い、指定管理料で購入した本市帰属備品については備品整理簿への登載を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(とどろきスポーツ文化パートナーズ)

(中原区役所まちづくり推進部地域振興課)

(ク) 川崎市宮前スポーツセンターの事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理料で購入した本市帰属備品について、備品整理簿への登載を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(フクシ・ハリマ共同事業体)

(宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

イ 寄附金等の取扱いを明確にすべきもの

(ア) 川崎市わーくす高津の事例

寄附金及び謝礼金の取扱いが不明確となっていた。

[措置内容]

指摘事項については、寄附金1件10万円以上及び寄贈物品のうち評価額10万円以上のもの(中古品を除く)は市に帰属するものとし、寄附金1件10万円未満、寄贈物品(市に属さないもの)及び謝礼金は指定管理者に帰属するものとし、上記以外の定めのないものについては、市と指定管理者が協議の上、帰属を決定することとしました。以上の取り扱いについて、平成31年度の年度協定書に記載しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(イ) 川崎市北部身体障害者福祉会館の事例

寄附金及び寄贈物品の取扱いが不明確となっていた。

[措置内容]

指摘事項については、寄附金1件10万円以上及び寄贈物品のうち評価額10万円以上のもの(中古品を除く)は市に帰属するものとし、寄附金1件10万円未満、寄贈物品(市に属さないもの)及び謝礼金は指定管理者に帰属するものとし、上記以外の定めのないものについては、市と指定管理者が協議の上、帰属を決定することとしました。以上の取り扱いについて、平成31年度の年度協定書に記載しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

ウ 業務の位置付けを明確にすべきもの

川崎市北部身体障害者福祉会館において、複写機及び公衆電話の管理業務が、協定書、仕様書等に定められておらず、業務の位置付けが不明確であった事例
[措置内容]

指摘事項については、複写機及び公衆電話を設置・管理し、利用者から料金を徴収しているため、当該事業について事業計画書に明記しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(社会福祉法人育桜福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

エ 実費徴収費用に係る手続を適正に行うべきもの

川崎市北部リハビリテーションセンターのうち、百合丘地域生活支援センターにおいて、市への届出が必要となる実費徴収費用について届出が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、実費徴収費用についての届出を行うよう指示し、実費徴収費用についての届出を受けました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(麻生区内複合福祉施設共同事業体)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

オ 拾得物の管理を適正に行うべきもの

川崎市子ども夢パークにおいて、拾得物が長期間保管されたままになっているなど、適正に管理されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、長期間保管されたままになっていた拾得物を速やかに管轄する警察署へ提出することを指導し、拾得物の提出を所管課が確認しました。また、拾得物の管理については、適正に行うことを指導しま

した。

今後は、適正な拾得物の管理に努めます。

(川崎市子ども夢パーク共同運営事業体)

(こども未来局青少年支援室)

カ 指定管理者の指定をした旨の告示を行うべきもの

富士見公園及び川崎市緑化センターにおいて、指定管理者の指定をした旨の告示が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者の指定をした旨の告示を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

キ 収益又は費用を適正に計上すべきもの

(ア) 川崎市高津スポーツセンターの事例

事業報告書において、委託費の計上に誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者より修正された事業報告書等の提出を受け、内容について所管課が確認を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(SELF高津スポーツセンター事業体)

(高津区役所まちづくり推進部地域振興課)

(イ) 川崎市宮前スポーツセンターの事例

a 事業報告書において、通信運搬費及び賃借料の記載に誤りがあった。

b 事業報告書において、自主事業に係る収入の一部が自主事業の収入として報告されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し事業報告書の修正を指示し、修正された事業報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(フクシ・ハリマ共同事業体)

(宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

令和元年6月28日

川崎市監査委員 寺岡章二様
同 植村京子様
同 嶋崎嘉夫様
同 沼沢和明様

川崎市教育委員会 教育長 小田嶋 満

監査の結果に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成30年12月10日付け30川監報第9号で報告の提出がありました財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成30年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

1 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

（1）財務諸表等を適正に作成すべきもの

[指摘の要旨]

公益法人会計基準によると、財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならないとされている。

公益財団法人川崎市生涯学習財団の財務諸表及びその関係書類をみたところ、収益事業の講座受講料が振り込まれる預金口座の事業年度末残高が貸借対照表及び財産目録に計上されていなかった。

市は、出資団体に対し、公益法人会計基準に基づき財務諸表等を適正に作成

するよう指導されたい。

[措置の内容]

指摘事項については、出資団体に対し、公益法人会計基準に基づき財務諸表等を適正に作成するよう指導し、収益事業の講座受講料が振り込まれる預金口座の事業年度末残高が平成30年度末における貸借対照表及び財産目録に計上されていることを確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益財団法人川崎市生涯学習財団)

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

(2) その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 固定資産の管理を適正に行うべきもの

固定資産の除却手続が行われていなかった事例

[措置の内容]

指摘事項については、出資団体に対し、固定資産の異動を適正に固定資産台帳に反映させるとともに、その結果を踏まえて財務諸表を作成するよう指導し、既に廃棄されていた固定資産の除却が固定資産台帳に反映されていること及び平成30年度末における財務諸表が適正に作成されていることを確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益財団法人川崎市生涯学習財団)

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

イ 退職給付引当金を適正に計上すべきもの

退職給付引当金について、事業年度末における退職給付債務の見込額に

基づく計上が行われていなかった事例

[措置の内容]

指摘事項については、出資団体に対し、退職給付引当金を適正に計上するよう指導し、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づく退職給付引当金が計上され、当該金額を超える引当金については、目的外取崩しがされていることを確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益財団法人川崎市学校給食会)

(教育委員会事務局健康給食推進室)